

## 随意契約理由書

1 業 務 名	設計審査支援システムの構築に関する調査研究業務 (その3)
2 業 者 名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路における土木構造物の設計に伴う不具合の減少及び業務の効率化を目的とし、過年度に構築したシステムを対象として、設計や施工における不具合情報等の更なる活用に向けたシステム改修を行うとともに、取り扱う情報の拡充を図るための機能向上に必要なシステムの仕様検討・整理を行う調査研究業務である。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>①本システムの仕様及びニーズを熟知し、システムに必要な情報の選別・収集を的確に行えること</p> <p>②阪神高速道路の構造物を熟知し、本システムに必要な技術基準に精通していること</p> <p>③汎用的でない本システムについて、委員会審議等を通し幅広い意見を取り入れながら開発を進められることが求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所は、</p> <p>①過去3回の共同研究において、共同研究者として参画し、設計審査支援システムにおけるニーズ抽出及び、非構造データの選定に取り組んできている。</p> <p>②「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書を編集・発行し、また、当社の持つ種々の技術基準の改定を行う等、技術基準に精通している。</p> <p>③学識者・有識者等の専門家をメンバーに含めた技術委員会を既に有しているため、委員会審議等を実施して幅広い意見を取り入れながら当システムの開発を進めることが可能である。</p> <p>以上より、本業務を実施するために必要な要件を備えている。</p> <p>また、本業務と同種業務を過去10年間のうち2回以上、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、現時点において当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	